

＜各規定の新旧対照表＞

普通預金規定

改定前	改定後
<p>2【証券類の受入れ】</p> <p>(1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p>	<p>2【証券類の受入れ】</p> <p>(1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</u></p>
<p>3【振込金の受入れ】</p> <p>(1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。</p>	<p>3【振込金の受入れ】</p> <p>(1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。<u>ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</u></p>
<p>1 1【解約等】</p> <p>(新設)</p> <p>(3)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4)前記(2)および(3)によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書面に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>1 1【解約等】</p> <p>(3)この預金口座は、次の①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の①から③までの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前記(2)のほか、次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②この預金の預金者が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前記AからEに準ずる者</p> <p>③この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E その他前記AからDに準ずる行為</p> <p>(4)(同左)</p> <p>(5)前記(2)から(4)によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書面に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>
<p>1 4【規定の変更等】</p> <p>(1)この預金規定の各条項および前記11(3)にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p>	<p>1 4【規定の変更等】</p> <p>(1)この預金規定の各条項および前記11(4)にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p>

当座勘定規定

改定前	改定後
<p>1【当座勘定への受入れ】</p> <p>(1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p>	<p>1【当座勘定への受入れ】</p> <p>(1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</u></p>
<p>3【本人振込み】</p> <p>(1)当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p>	<p>3【本人振込み】</p> <p>(1)当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。<u>また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、入金記帳をお断りする場合があります。</u></p>
<p>2 3【解約】</p> <p>(新設)</p>	<p>2 3【解約】</p> <p>(2)この当座勘定は、後記①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記①から③までの事由の一つにでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前記(1)のほか、後記①から③までの事由の一つでも生じた場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。</p> <p>①当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②本人が、後記AからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前記AからEに準ずる者</p> <p>③本人が、自らまたは第三者を利用して後記AからEまでのいずれかに該当する行為をした場合</p>

<p>(2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E その他前記 A から D に準ずる行為</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

貸金庫規定

改定前	改定後
<p>1 2 【解約等】 (新設)</p> <p>(3) 前 2 項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの消費税込み使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条第 3 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明け渡しの日に第 3 条第 1 項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。</p> <p>(4) 第 1 項または第 2 項の明け渡しりが 3 か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借り主の負担とします。</p> <p>(5) 消費税込み使用料、遅延損害金その他借り主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。</p>	<p>1 2 【解約等】</p> <p>(3) この貸金庫は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借り主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。</p> <p>① 借り主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借り主または代理人が、次に掲げる A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前記 A から E に準ずる者</p> <p>③ 借り主または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次に掲げる A から E までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E その他前記 A から D に準ずる行為</p> <p>(4) 前 3 項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの消費税込み使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条第 3 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明け渡しの日に第 3 条第 1 項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。</p> <p>(5) 第 1 項から第 3 項の明け渡しりが 3 か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借り主の負担とします。</p> <p>(6) (同左)</p>